

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
(株) 奥村組	大阪府大阪市阿倍野区松崎町2-2-2

2. 指名停止措置期間

平成29年1月13日 から 平成29年3月12日 2ヵ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、(株)奥村組の元社員が、中部地方整備局発注のトンネル工事に関して、入札情報の提供を受けた見返りに、同局職員に対して百万円相当の商品券を渡したとして平成28年12月3日、愛知県警に官製談合防止法違反容疑で逮捕されたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当し、前記措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止2ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江 正利 (内線2511)

総務部経理調達課長 中野 靖久 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 杉浦 敏樹 (内線2512)